

## 令和 7 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針<sup>1</sup>に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 7 事務年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

### 1 監査事務所をめぐる環境

#### （1）監査業務の動向

##### ア 上場会社監査の担い手の状況

- ・ 上場会社の監査においては、大手監査法人<sup>2</sup>のシェアが時価総額ベースで 9 割を超える状況が続く中、令和 6 年度末における上場国内会社 3,922 社の会計監査人の内訳は、大手監査法人が 2,278 社、準大手監査法人が 627 社、中小規模監査事務所が 1,017 社となっている。
- ・ 令和 7 年 6 月期における上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は 196 件となっており、令和 6 年 6 月期の 115 件から大幅に増加している。また、監査事務所の規模別の異動状況を見ると、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ交代する傾向は続いている。
- ・ このように上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、中小規模監査事務所の経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT 基盤、財務基盤及び国際対応基盤）の強化や情報開示の充実などを目的に、各種の支援策（改訂品質管理基準に関するツール及び Q&A の公表、デジタル化

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 8 期（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）については、令和 7 年 5 月 28 日に策定・公表。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20250528/20250528.html>)

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・ 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

の支援、監査事務所の育成やサポートを目的とする直接指導等)を実施している。

- また、協会は、大手監査法人の共同出資により設立された「会計監査確認センター合同会社」が設置した「残高確認電子化の拡大に向けた監査法人協議会」に参画し、監査業界全体での残高確認手続の電子化推進に向けた議論等を進めている。
- 上記のほか、準大手監査法人などが中心となり、中小規模監査事務所の監査品質の向上を実現することを目的として、令和6年4月に「一般社団法人監査支援機構」が設立されるなど、協会を含めた監査業界での支援の動きが見られる。

#### イ 不適切会計事案の状況

- 不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数(年間)は、引き続き50社を上回る状況が続いている。
- 不適切会計の手口としては、架空仕入・原価操作、売上の過大計上、在庫の過大計上等の不正が多く発生しているとされている<sup>3</sup>。また、発生要因としては、国内外のグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。
- 財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は当然に経営者にある。他方で、監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査の実施が一層重要となっているほか、財務諸表監査における重要な虚偽表示リスクに係る評価や対応手続等の見直し、内部統制監査における評価範囲等の見直し等を行う必要がある。

#### ウ 会計・開示をめぐる動向

##### ○サステナビリティ情報の開示の充実と保証への対応

- サステナビリティ情報の開示については、令和5年6月、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によるサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(S1)及び気候関連開示基準(S2)が最終化されている。また、我が国においても、令和7年3月、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)により、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」、ISSBのS1・S2基準に相当するサステナビリティ開示テーマ別基準第1

---

3 (出典)「上場会社等における会計不正の動向(2024年版)」(日本公認会計士協会、令和6年7月16日公表)

号「一般開示基準」及びサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」が最終化され、公表されている。

- ・ 国際監査・保証基準審議会（IAASB）により、令和6年11月、新しいサステナビリティ報告の保証に関する国際基準である「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（ISSA5000）が最終化され、公表されている。
- ・ このような内外の動向を踏まえ、金融審議会において「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が設置され、サステナビリティ開示基準や保証制度導入に向けた有識者による議論が進められている。また、令和7年2月に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」が新たに設置され、サステナビリティ保証業務の担い手の登録要件、義務責任、サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方等について、より詳細な議論が進められている。

#### ○有価証券報告書の定時株主総会前の開示

- ・ 有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」という。）は、現行法制下でも実施可能であるが、総会前開示を行っている上場企業の数は限定的であり、また、行っている場合においても、投資家の意思決定に必要な時間を十分確保できている事例は少ない状況にある。
- ・ このような状況を踏まえ、令和7年3月に、加藤金融担当大臣より全上場会社に対して、「有価証券報告書の提出は、株主総会の3週間以上前が望ましいことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請する」旨の文書を発出している。  
この要請により、有価証券報告書を株主総会前に開示する3月期決算会社は全体の5割を超えることとなり、前期の1.8%に比して著しく増加している。
- ・ また、令和6年12月に設置された「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」において、上場会社の取組の支援、ウェブサイトによる周知・啓発、制度面の対応などの「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について検討が行われた。

## (2) 監査の品質の確保・向上に向けた取組

### ア 上場会社等監査人に係る登録審査

- ・ 令和4年5月改正の公認会計士法（以下「改正公認会計士法」という。）の施行に伴い、協会が自主規制として運用してきた上場会社監査事務所登録制度に代わって、法律に基づく上場会社等監査人登録制度が導入されている。
- ・ 協会においては、当該登録制度の導入に際し、上場会社等監査人登録審査会が設置され、同登録審査会が、上場会社等監査人名簿への登録申請があった者について、品質管理レビュー等を通じた適格性の確認結果に基づき、登録審査を行う体制が整備されている。また、上場会社を監査する体制が整備されているかを品質管理レビューで確認するための指針として、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」が令和5年6月に策定され、令和6年8月及び令和7年6月に改正されている。
- ・ なお、令和7年6月末時点において、126事務所が上場会社等監査人登録名簿に登録されている。

### イ 改訂品質管理基準等の適用

- ・ 監査に関する品質管理基準については、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする改訂が行われているほか、当該品質管理基準の改訂に対応して、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）及び「監査業務における品質管理」（監査基準報告書220）が改正されるとともに、「監査業務に係る審査」（品質管理基準報告書第2号）が新たに策定されている。
- ・ 上記基準等については、公認会計士法上の大規模監査法人<sup>4</sup>においては、令和5年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されており、また、大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されている。
- ・ また、改正公認会計士法においては、登録上場会社等監査人に対し、業務の品質の管理の状況等に係る評価結果等を公表する体制を整備する義務が課されており（公認会計士法施行規則第93条）、当該規定については、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては、令和5年7月1日）以後最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日以後に開始する監査法人の会計年度又は公認会計士の年度から適用

---

4 直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上である監査法人（公認会計士法施行規則第24条）

されている。

#### ウ 監査法人のガバナンス態勢

- 改正公認会計士法においては、登録上場会社等監査人に対し、①業務の品質の管理の状況等に係る評価結果等を公表する体制（公認会計士法施行規則第93条）を整備する義務のほか、②経営管理の状況等を公表する体制（同第95条）を整備する義務、③組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び適用状況を公表するための体制（同第96条）を整備する義務が課されている。また、上記③の「組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するもの」としては、令和5年3月に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（以下「改訂版コード」という。）が告示指定されている。
- 上記②及び③の体制整備義務については、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては、令和5年7月1日）以後最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。

### （3）監査事務所における品質管理上の課題

#### ○総合評価の概要

審査会では、平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価<sup>5</sup>を5段階に区分して記載している（フォローアップ検査を除く。）。

#### ○総合評価の分布状況

直近5事務年度（令和2事務年度から令和6事務年度まで）の検査における総合評価の分布状況は、以下のとおりである。

- 総合評価の最上位の区分に該当する監査事務所はない。
- 大手監査法人は、いずれも上位2番目の区分に該当している。
- 準大手監査法人は、上位3番目又は4番目の区分のいずれかに該当している。
- 中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選

---

5 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、次の5段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

①最上位の区分：「良好であると認められる（総合評価：1）」

②上位2番目の区分：「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」

③上位3番目の区分：「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」

④上位4番目の区分：「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」

⑤最下位の区分：「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」

定していることなどもあり、その全てが上位3番目以下の区分に該当している。

○大手監査法人における課題

大手監査法人においては、本部品質管理部門と事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況・実効性の検証等が課題となっている。

○準大手監査法人における課題

準大手監査法人の中には、以下のような課題がある監査法人が認められる。

- ① 経営層が、監査の品質の適正な水準の確保に向けたリーダーシップを十分に発揮していない。
- ② 経営層が、現行の監査の基準等が求める手続の水準の理解不足が生じている監査実施者が存在する実態を把握できていないなど、法人全体における監査の品質の水準を的確に把握できていない。
- ③ 経営層が、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持しておらず、監査の品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理体制の構築に向けた意識が不足している。
- ④ 経営層や品質管理部門による改善施策の実効性の検証が不十分である。
- ⑤ 監査現場の実態を踏まえた、監査業務ごとの人的・時間的なリソースの十分性の検証が不十分である。

○中小規模監査事務所における課題

中小規模監査事務所の中には、以下のような課題が認められるなど、上場会社の監査を実施するために更なる態勢整備が求められる監査事務所がみられる。

- ① 経営層が、法人全体における監査の品質の向上に向けたリーダーシップを十分に発揮していない。
- ② 経営層が、現行の監査の基準が求めている品質管理及び監査手続の水準の理解不足が監査実施者に生じている状況を把握していない。
- ③ 品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していない。
- ④ 職業的専門家としての倫理観が欠けており、誠実性・信用保持を軽視する風土が形成され、まん延する状況を助長・放置している（監査調書の組織的な改ざん等）。
- ⑤ 法人全体における監査の品質を批判的に検討する姿勢が不足して

いる(他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する意識の不足等)ほか、職業的懐疑心を発揮して、経営者の主張を批判的に検討する意識が不足している。

- ⑥ 監査リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかを慎重に見極める意識が不足している。

#### ○個別監査業務における課題

監査事務所の規模を問わず、会計上の見積りに係る監査及び不正リスクに対応した監査(収益認識における不正リスクの識別と評価、不正リスクへの対応を含む。)に関する不備が継続的に認められるほか、監査上の主要な検討事項(KAM)に係る手続や財務諸表の注記等の記載内容に係る手続においても不備が認められる。

### (4) 国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)<sup>6</sup>に必要な支援を行っている。

IFIARは、6大グローバルネットワーク<sup>7</sup>と継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2024年検査指摘事項報告書(Survey of Inspection Findings 2024)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。

## 2 令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

### (1) モニタリングにおいて重視する事項

上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、本事務年度のモニタリング<sup>8</sup>においては、以下の事項を重視する。

---

6 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和7年6月末時点で、我が国を含む56か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

7 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonの6つのグローバルネットワークを指す。

8 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、協会、監査に関する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

## ア 業務管理態勢

### ○監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮するとともに、経営層において、法人全体での監査の品質の水準を的確に把握した上で、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成し、かつ、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要である。ついては、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

### ○業務管理態勢の実効性

監査事務所として、資本市場のゲートキーパーとしての役割を適切に果たし、会計監査に対する社会の期待に応えるためには、各監査事務所において、その規模・特性等に応じた適切なガバナンスを構築することが必要不可欠である。ついては、業務管理態勢が、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかを重点的に検証する。特に、上場会社等の監査を行う監査事務所については、①組織として、監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有しているか、②監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能が確保されているかなどについて重点的に検証する。

### ○改訂版コードに沿って業務を実施するための体制の整備状況

登録上場会社等監査人には、改訂版コードに沿って業務を実施するための体制及び適用状況を公表するための体制（公認会計士法施行規則第96条）を整備する義務が課されているところ、当該規定は、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては、令和5年7月1日）以後最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。

このことを踏まえ、登録上場会社等監査人については、改訂版コードに沿った体制の整備状況を重点的に検証する。

## イ 品質管理態勢

### ○品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて

監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

○改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況の検証

改訂品質管理基準等について、大規模監査法人においては、令和5年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施され、また、それ以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されている。このことを踏まえ、改訂品質管理基準等で求められている、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況について重点的に検証する。

○監査資源の確保、育成（教育・訓練を含む）及び配分

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことを踏まえ、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保、育成及び配分の状況について重点的に検証する。

○監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代が引き続き相当数生じている状況等を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクが高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況、及び引継の実施状況について重点的に検証する。

○改正倫理規則の遵守状況

改正倫理規則については、一部の規定を除き、令和5年4月1日又は同日以後開始する事業年度の監査業務から適用されていることを踏まえ、改正倫理規則（報酬依存度、非保証業務、審査担当者等の客観性確保等に関する規定）の遵守状況について重点的に検証する。

○監査調書の管理の状況

監査人は、監査報告書日後、適切な期限内に、監査調書を整理し、監査ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了すると

ともに、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存状況について、十分な配慮が求められているが、検査において監査調書の不適切な追加・修正を行った事例などが見られたことから、監査調書の管理（監査調書の不適切な修正等の防止を含む。）の状況について重点的に検証する。

#### ウ 個別監査業務

##### ○不正リスクに対応した監査の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等を踏まえ、不正リスクに対応した監査の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別・評価した不正リスクに対応した監査手続を適切に立案・実施しているか）について重点的に検証する。

##### ○収益認識に係る監査の実施状況

収益認識に係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、収益認識に係る監査の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に判断した上で、識別・評価した不正リスクに対応した監査手続を適切に立案・実施しているかなど）について重点的に検証する。

##### ○会計上の見積りに係る監査の実施状況

会計上の見積りに係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに対応した監査手続を適切に実施しているかなどについて重点的に検証する。

##### ○KAMの決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況

KAMに係る手続における不備の発生状況等を踏まえ、KAMの決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか、また、特段の検討を行うことなく、前期の監査報告書（前任監査人によるものを含む。）と同様の内容としていないか）や監査上の対応の記載内容（KAMの決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載され

ているか) 及び実施状況 (監査上の対応として記載された手続が適切に実施されているか) などについて重点的に検証する。

○財務諸表の注記等の記載内容に係る監査の実施状況

財務諸表(注記を含む。)については、財務諸表の利用者の投資判断に資するという開示制度の目的に照らして、提供される情報の正確性や十分性の確保が強く求められているところ、検査においては、財務諸表の注記の誤記載等が監査の過程で看過されるといった不備事例が見られている。このような状況を踏まえ、財務諸表の注記等の正確性等に関し、関連する会計基準や開示に関する法令等を正確に理解した上で、適切な検討が実施されているかなどについて重点的に検証する。

○「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

近時、非財務情報の開示の充実化や開示内容の明確化が図られていることなどを踏まえ、「その他の記載内容」に係る手続(「その他の記載内容の通読」、「その他の記載内容の検討及び評価」等)の実施状況について重点的に検証する。

エ その他

○品質管理レビューの実効性

上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューについては、登録上場会社等監査人等の適格性の確認手段として、更に重要性が増している。このことを踏まえ、品質管理レビューの実効性について重点的に検証する。

○四半期報告書制度廃止に伴う実務上の取組・課題への対応の状況

四半期報告書制度廃止に伴う監査業務への影響に関連して、第1・第3四半期の決算短信におけるレビュー(レビューは任意、一定の場合義務付け)等の実施状況やその実施等に伴う実務上の影響・懸念点等について確認する。

○非財務情報(サステナビリティ情報を含む。)に係る保証業務への取組状況

非財務情報に対する保証のニーズや公認会計士の関与への期待の高まりが見られることを踏まえ、非財務情報に係る保証業務への取組状況について確認する。

#### ○IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況について引き続き確認する。

#### ○デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現していくことが期待されることに鑑み、デジタル技術を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

### **（２）モニタリングの実施方法**

- ・ 審査会は、令和 2 事務年度以降、対面でのヒアリング等による従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたパソコンによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議システムによるヒアリング等のリモート（オンライン）での検査手法を活用してきている。
- ・ 審査会においては、引き続き、双方の検査手法を活用した検査を実施するほか、検査手法等に係る意見聴取等を通じて、検査の更なる改善に向けた検討を実施していくこととする。

## **3 モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）**

### **（１）協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携**

- ・ 協会は、上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューとして、これまでの「通常レビュー」及び「特別レビュー」に加えて、「登録の審査のためのレビュー」を導入するとともに、高い規律付けの一環として、新たな目線で品質管理レビューを実施していく観点から、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の策定、改正等の対応を行っている。
- ・ 協会は、今後の品質管理レビューの方針として、登録上場会社等監査人として適格な監査品質が確保されていることを点検するため、改訂品質管理基準の適用を踏まえた、監査事務所における自主的かつ実効的なモニタリング活動の整備・運用の状況や法令上の情報開示体制の整備などについても確認を行うこととしている。

- ・ 審査会においては、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていくとともに、上記の品質管理レビューの実施状況についても確認していく。また、「モニタリングにおいて重視する事項」として品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。さらに、審査会検査と協会の品質管理レビューのそれぞれの果たすべき役割やそれを踏まえた連携として、個別事案に関する協会との共有、審査会が主催するレビューアー向けの研修を継続して実施していくほか、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

## (2) 報告徴収

### ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を徴収し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。
- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

## イ 報告徴収における重点項目

上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、報告徴収の実施に当たっては、以下の項目を重点項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢（改訂版コードを採用している監査法人については、同コードを踏まえて整備された態勢）の実効性（トップの経営方針、収益・財務構造及び経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能の把握を含む。）
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ⑤ 改正倫理規則の遵守状況
- ⑥ 監査資源の確保、育成及び配分（専門要員の採用、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）
- ⑦ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等
- ⑧ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）
- ⑨ 四半期報告書制度廃止に伴う実務上の取組・課題への対応の状況
- ⑩ 非財務情報（サステナビリティ情報を含む。）に係る保証業務への取組状況
- ⑪ IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況
- ⑫ 有価証券報告書を定時株主総会前に開示している被監査会社に対する監査の実務上の取組・課題への対応状況

## （3）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

### ア 監査事務所との対話

- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で引き続き定期的な対話を行い、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界が抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。
- ・ 上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との対話を引き続き実施する。

### イ 国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携等を継続していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた

様々な資料や情報等の収集・分析に努める。さらに、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。

## 4 検査基本計画

### (1) 実施頻度等

#### ア 実施頻度

- ・ 大手監査法人については、原則2年に一度の頻度で検査を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した検査の結果等を踏まえ、検査により実施することがある。
- ・ 準大手監査法人については、原則、2年に一度の頻度で検査を実施する。
- ・ 中小規模監査事務所については、協会が実施する品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。  
上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。
- ・ 上記のほか、被監査会社に会計上の重要な問題が判明するなど、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

#### イ 実施方法

監査事務所における電子調書の導入状況等を踏まえ、対面での検査とリモートでの検査（監査調書等の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリングを、ウェブ会議等を利用して実施する検査）を併用して実施する。

### (2) 業務管理態勢の重点項目

上記「1（3）監査事務所における品質管理上の課題」を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① 業務管理態勢の実効性
- ② 監査の品質の確保・向上に向けた、監査事務所の経営層のコミット

メント

- ③ トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部）に対するけん制機能の発揮
- ④ 被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

### （３）品質管理態勢の重点項目

上記「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。なお、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度等を踏まえて、効果的・効率的な検査を実施する。

- ① 品質管理態勢の実効性
- ② 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ③ 品質管理に関する施策（品質管理レビューや審査会検査における指摘等に対する改善措置を含む。）の監査現場における浸透・定着状況
- ④ 監査資源の確保、育成及び配分の状況（監査資源に対するモニタリング等の実施状況を含む。）
- ⑤ 改正倫理規則の遵守状況
- ⑥ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ⑦ 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ⑧ 品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況
- ⑨ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ⑩ 監査調書の管理（監査調書の不適切な修正、追加作成等の防止を含む。）の状況
- ⑪ 地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況

### （４）個別監査業務の重点項目

上記「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① 不正リスクに係る監査の実施状況
- ② 収益認識に係る監査の実施状況
- ③ 会計上の見積りに係る監査の実施状況
- ④ グループ監査の実施状況
- ⑤ KAMの決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況
- ⑥ 財務諸表の注記等の記載内容に係る監査の実施状況
- ⑦ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況

## (5) 外国監査法人等に対する検査

外国監査法人等<sup>9</sup>に対する検査先の選定に当たっては、令和6事務年度に実施した報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」<sup>10</sup>、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」<sup>11</sup>に基づき適切に対応する。

## 5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

### ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

### イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の監査に対する理解の深化を目的として、平成28年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポート<sup>12</sup>を公表している。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

9 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者（公認会計士法第34条の35）。

10 外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（平成21年9月公表）。

11 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（最終改正：令和6年6月）。

12 「令和7年版モニタリングレポート」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20250718/20250718.html>) では、本基本計画中の「1（1）監査業務の動向」、「1（2）監査の品質の確保・向上に向けた取組」等に関し、より詳細な情報を提供しているため、併せて参照されたい。

## ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成20年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査結果事例集<sup>13</sup>を公表している。今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう、最新の事例への入替えとともに、事例の理解に資するよう積極的に図表を活用する等により、記載内容の充実を図るほか、分かりやすい内容とするよう取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上

---

13 「監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20250707/20250707.html>) では、本基本計画中の「1（3）監査事務所における品質管理上の課題」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。